

長	長	長	係
水戸	水戸	水戸	



20高教政第1737号

平成21年3月27日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局 教育政策課長

（公印省略）

通勤手当に関する規則の一部改正について（通知）

育児短時間勤務制度の導入に伴い、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号。以下「規則」という。）の一部が改正されました。

今回の改正により、規則別記第2号様式「通勤手当決定（改定）書」についても一部改正が行われましたので、平成21年4月1日以降に交付する決定書につきましては、改正後の様式によるものとしてください。（改正後の様式は「給与の広場」からダウンロード可能です。）

つきましては、管内の学校長及び教職員に対してもお知らせいただきますようお願いいたします。

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第11号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

別記第2号様式中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

通勤手当に関する規則(抜粋)

通勤手当に関する規則(抜粋)

本則

本則

(自動車等使用者についての支給額)

(自動車等使用者についての支給額)

第6条の2 次の各号に掲げる職員に係る通勤手当の条項第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、支給単位期間につき、当該各号に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(別記第2号様式において「育児短時間勤務職員等」という。))のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

第6条の2 次の各号に掲げる職員に係る通勤手当の条項第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、支給単位期間につき、当該各号に定める額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(別記第2号様式において「再任用短時間勤務職員」という。))のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(1)・(2) 略

第2号様式(第4条関係)

通勤手当決定(改定)書

[別紙参照]

第2号様式(第4条関係)

通勤手当決定(改定)書

[別紙参照]